

令和 7 年度 第 5 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 8 月 2 0 日

場所 十和田市役所本館 4 階大会議室

令和7年度第5回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室

2. 開 会 日 時 令和7年8月20日(水) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和7年8月20日(水) 午後2時28分

4. 出席農業委員(18名)

1番	脊戸潤子	2番	沢井清治
3番	小笠原松寿	4番	沢目勝弘
6番	中野雄一郎	7番	芋田一弘
8番	立崎和寿	9番	山田利昭
10番	稲田優憲	11番	奥山博
12番	小田正喜	13番	外山康仁
14番	竹浦寿広	15番	野崎さち子
16番	杉山秀明	17番	力石堅太郎
18番	山崎誠一	19番	箕輪展忠

5. 欠席農業委員(1名)

5番 米田拓実

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	三本木地区	山端敏行
四和地区	工藤優美子	四和地区	古谷朝直
切田地区	若沢弘幸	切田地区	田中稔
大深内地区	斗沢信一	大深内地区	大平靖四郎
伝法寺地区	小笠原一成	東部地区	山端潤一
藤坂地区	市崎貴之	六日町地区	平舘龍徳

7. 会議に付した案件

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第25号 農地の転用事実に関する照会について
報告第26号 農地等の現況について（十和田市）
報告第27号 非農地判断を行った農地について
議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第17号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第18号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第19号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

15番 野崎 さち子

16番 杉山 秀明

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 櫻田 修一郎
事務局農地係長 吉田 武範
事務局主査 田嶋 裕紀
事務局主事 下山 昂大

事務局次長 中村 淳一
事務局振興係長 戸舘 奈津美
事務局推進監 高橋 克彦

10. 書 記

事務局主査 田嶋 裕紀

議長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は5番 米田 拓実 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和7年8月5日に告示招集いたしました、令和7年度第5回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。15番 野崎 さち子 委員、16番 杉山 秀明 委員を指名いたします。

議長（箕輪展忠）会議書記には、田嶋 裕紀 主査を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますので、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第23号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第23号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが合計4件、12筆、32,540平方メートルです。今後の意向については、20番は転用する予定、これ以外は別人と貸借の予定です。3ページです。農地中間管理事業によるものが合計3件、6筆、18,604平方メートルです。今後の意向については、14番と16番は別人と貸借、15番は別人と売買となっております。今回、返還金の対象となるものではありません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第23号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第24号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）4ページをお願いいたします。報告第24号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は5ページから6ページです。今回は合計4件、38筆、103,159平方メートルです。取得後の内容は貸借中、農地として管理などとなっています。あっせんの希望はありません。なお、宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第24号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第25号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）7ページをお願いいたします。報告第25号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。8ページです。今回の照会は合計1件、1筆、598平方メートルで、現地調査は令和7年8月5日に実施し、8月6日に法務局へ回答しております。12番は、晴山公民館から北東に約550メートルの地点です。照会地は南側に隣接している農業用倉庫の敷地の一部として使用されているほか、樹木が生育している傾斜地が含まれており、農地としての再生利用が困難な状態であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第25号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第２６号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）９ページをお願いいたします。報告第２６号、農地等の現況について（十和田市）。十和田市から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。１０ページです。今回の照会は合計１件、１筆、７，９３８平方メートルで、現地調査は令和７年８月５日に実施し、８月６日に十和田市へ回答しております。１番は中楢集会所から北に約５００メートルの地点です。照会地は現在も水稻が作付けされており農地性があることから、農地と回答しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第２６号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第２７号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）１１ページをお願いいたします。報告第２７号、非農地判断を行った農地について。農地法の運用について（平成２１年１２月１１日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第２条第１項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。１２ページです。合計１件、１筆、１，４２５平方メートルで、現地調査は令和７年８月５日に行っております。当該地は長期間農地として利用されておらず、山林化しており、農地としての利用は困難であると認められるため、非農地と判断しております。所有者に対しては非農地通知書を交付し、速やかに地目変更登記の手続きを行うよう指導してまいります。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第２７号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、竹浦班長、沢井委員、中野委員の３名です。８月５日に現地調査及び市役所別館４階会議室２において聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後２時１４分

（ _____委員 退席 ）

再開 午後２時１４分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第１６号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）１３ページをお願いいたします。議案第１６号、農地法第３条第１項の規定に基づく許可について。農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は所有権の移転に関するものが１４ページから１５ページ、合計５件、２５筆、２６，５９２．２０平方メートルです。次に賃借権に関するものが１６ページ、合計４件、６筆、１９，３８９平方メートルとなっております。次に地上権に関するものが１７ページ、合計１件、１筆、３，０１７平方メートルとなっております。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。１４番 竹浦 寿広 委員お願いします。

報告委員（竹浦寿広）農地法第３条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転５件、賃借権の設定４件、地上権の設定１件の合計１０件です。所有権の移転は、４８番から５１番までが売買によるものです。そのほか、５２番が妹から姉に贈与するものです。賃借権の設定は、いずれも労力不足によるものです。地上権の設定は、議案２６ページの申請番号２７番の営農型太陽光発電設備設置の更新に係る農地法第５条に基づく一時転用許可申請に併せて提出されたものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第３条第２項各号及び農地法関係事務処理基準第３の２（１）の規定に照らして審査した結果、農地法第３条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）竹浦委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第１６号は許可することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）暫時休憩します。

休憩 午後２時１７分

（ _____委員 着席 ）

再開 午後２時１７分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第１７号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）１８ページをお願いします。議案第１７号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。今回は一括方式によるもののみで、内容は１９ページから２２ページです。そのうち所有権によるものが１９ページの合計３件、４筆、７，９７８平方メートルとなっております。次に賃借権によるものが２０ページから２１ページの合計３件、２６筆、５９，０００平方メートルとなっており、６５番が新規設定で、他２件は権利の再設定となっています。次に使用貸借によるものが２２ページの合計１件、１筆、２，２５２平方メートルで権利の再設定となっております。以上です。

議 長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。切田地区 田中 稔 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（田中稔）１１番の調整内容を報告します。７月９日午前９時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、

調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）田中推進委員、ご苦労さまでした。次に十和田湖地区 中屋敷光男 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（中屋敷光男）１２番と１３番の調整内容を報告します。７月２３日午前１１時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）中屋敷推進委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第１７号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第１８号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）２３ページをお願いします。議案第１８号、農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第４条第２条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。２４ページです。合計２件、２筆、７７１平方メートルです。２番の転用事由は、隣接する店舗建設予定地への進入路及び駐車場として整備するものです。場所は三本木小学校から南東に約６００メートルの地点で、用途地域内であり第３種農地に該当することから、転用許可の見込みがあります。３番の転用事由は、自己所有農地に自己住宅を建築するものです。場所は北園小学校から北西に約１キロメートルの地点で、用途地域内であり第３種農地に該当することから、転用許可の見込みがあります。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。６番 中野 雄一郎 委員お願いいたします。

報告委員（中野雄一郎）農地法第4条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計2件です。8月5日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後1時30分に市役所別館4階会議室2で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）中野委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に、議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）25ページをお願いいたします。議案第19号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は26ページです。今回は、合計5件、7筆、6,199.794平方メートルです。23番と24番の転用事由は、農地を売買で取得し、資材置き場及び駐車場を整備するものです。場所は、ともに儀兵平集会所から北東に約250メートルの地点です。農地区分は、半径300メートル以内に十鉄バスターミナルがあり、第3種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。25番の転用事由は、現在の工場等の建て替えに伴い、従業員用の駐車場が別に必要となったことにより、近隣の農地を賃借し、仮設駐車場を整備するものです。場所は東中学校から東に約500メートルの地点です。農地区分は、第2種農地に該当し、1年間の期限付きでの一時転用で、転用許可の見込みがあります。26番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場及び洗車場を整備するものです。場所は、さくら保育園から南西に約800メートルの地点です。農地区分は、第1種農地ですが、既存施設の敷地の2分の1以内の拡張であり、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。27番の転用事由は、令和4年10月29日から令和7年10月28日

の３年間の期間で、営農型太陽光発電設備の設置にかかる一時転用許可を受けていたものについて、さらに３年間の転用期間の更新を行うものです。場所は十和田市下水処理場から北に約１００メートルの地点です。農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用であり、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査、及び聴取調査の結果について、報告願います。２番 沢井 清治 委員お願いいたします。

報告委員（沢井清治）農地法第５条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計５件です。８月５日午前９時に調査員３名で現地調査を行い、午後１時３０分に市役所別館４階会議室２で聴取調査を行いましたが、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）沢井委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第１９号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、令和７年度第５回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後２時２８分 —————